

# 公売広報

## 公売の日時

令和3年5月18日（火）10時

## 公売の場所

岡山市役所分庁舎6階会議室

岡山市北区大供一丁目2番3号  
岡山市財政局税務部収納課 特別滞納整理係  
電話番号（直通）086-803-1147

※この公売広報に掲載されている物件は、公売を中止することがありますので、公売日前に上記連絡先までお問い合わせください。



## 公売に参加される方へ

- 1 公売財産やその内容についてあらかじめその現況等を確認し、登記登録制度のあるもの（不動産など）は関係公簿等を閲覧した上で、公売に参加してください。  
なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 2 入札当日は次に掲げるものをお持ちください。  
必要とされるものの呈示又は提出がない場合、公売には参加できませんのでご注意ください。
  - (1) 身分に関する証明  
本人確認のため、公売会場に来場になる方（代理人が入札手続きを行う場合は代理人本人）の身分に関する証明を呈示又は提出していただきますので、本人と確認できる運転免許証やパスポート等、写真付きの公的機関発行の証明書等をお持ちください。  
法人代表者の場合には、商業登記簿等の代表権を有することを証する書面を併せてお持ちください。
  - (2) 委任状  
代理人が入札手続きを行う場合には、代理権限を証する委任状が必要です。  
委任状の詳細については後掲を参照してください。
  - (3) 印鑑（スタンプ式のもの不可）  
入札者が個人の場合は本人の印鑑（認印で可）、法人の場合は代表者印、代理人が入札手続きを行う場合は代理人の印鑑（認印で可）が必要です。
  - (4) 収入印紙（200円）  
入札者が営利法人又は個人の不動産業者の場合、公売財産ごとに必要です。
- 3 公正厳格な公売を実施するため、公売に参加いただく方につきましては、時間を厳守していただきますようお願いいたします。

## 不動産公売の日時及び場所等

1 公売期日	令和3年5月18日(火)
2 公売の場所及び 開札の場所	岡山市役所分庁舎6階会議室
3 受付開始	令和3年5月18日(火) 9時30分から
4 説明	令和3年5月18日(火) 9時50分から10時00分まで
5 入札	令和3年5月18日(火) 10時00分から10時30分まで
6 開札	令和3年5月18日(火) 10時30分
7 売却決定の場所	岡山市財政局税務部収納課 (岡山市北区大供一丁目2番3号岡山市役所分庁舎2階)
8 買受代金納付期限	令和3年6月8日(火) 14時30分
9 換価代金交付期日	令和3年6月18日(金)

## 動産公売の日時及び場所等

1 公売期日	令和3年5月18日(火)
2 公売の場所及び 開札の場所	岡山市役所分庁舎6階会議室
3 受付開始	令和3年5月18日(火) 9時30分から
4 説明	令和3年5月18日(火) 9時50分から10時00分まで
5 入札	令和3年5月18日(火) 10時00分から10時30分まで
6 開札	令和3年5月18日(火) 10時30分
7 売却決定の場所	岡山市役所分庁舎6階会議室
8 買受代金納付期限	令和3年5月25日(火) 14時30分
9 換価代金交付期日	令和3年6月4日(金)



## 公売参加の手引き

### \* 公売参加資格

原則として、どなたでも参加することができます。

ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条）等、法令の規定により買受人となることができない方は、公売財産を買い受けることができません。

### \* 公売保証金

公売保証金の納付を要するものは、公売公告所定の公売保証金を納付した後でなければ入札をすることができません。

公売保証金の納付は、現金（岡山市内銀行振出しの預金小切手も可。但し振出日から起算して5日を経過していないもの、かつ呈示期間の満了まで5日以上の間のあるもの。）とします。

### \* 入札

入札書に入札者の住所及び氏名、売却区分番号、入札価額、その他必要な事項について記載のうえ、次の事項に留意して提出してください。

- 1 公売財産は「売却区分番号」で整理されていますので、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。
- 2 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名、法人にあっては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。  
なお、入札書は字体を鮮明に記載し、訂正したり抹消したりしないでください。  
書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。
- 3 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- 4 同一人が、同一の売却区分番号について、2通以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
- 5 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- 6 共同して入札する場合は、専用の「共同入札書」がありますので係員に申し出てください。

### \* 開札の方法

入札書は所定の時間に入札者の面前で開札します。

**\* 最高価申込者の決定**

見積価額以上の入札者のうち、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額である場合）には、これらの方の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。

また、追加入札による最高価額も同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の入札金額は、当初の入札価額以上であることが必要です。

当初の入札価額に満たない追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（公売場所への入場、入札等の制限）が適用されることがあります。

**\* 次順位買受申込者の決定**

最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のものに限る。）で入札したものから、次順位による買受けの申込があった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定をします。

最高価申込者がその決定を取り消されたとき、及び売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対し売却決定をします。

**\* 再度入札**

入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。

**\* 売却決定**

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

**\* 売却決定の取消し**

公売財産にかかる市税の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたときは、売却決定を取り消します。

その他、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき、あるいは国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合等は、その売却決定を取り消します。

**\* 公売保証金の返還**

最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。また、公売保証金の返還を受ける方は、「公売保証金預証」と引き換えに返還しますので、返還窓口で請求してください。

なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は仲介業者等である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書に収入印紙（法律で定める額）をちょう付し消印する必要がありますので留意してください。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に返還します。

ただし、返還には日数を要します。



**\* 公売保証金の市への帰属等**

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、なお残余があるときはこれを滞納者へ交付します。また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は市に帰属します。

**\* 買受代金の納付**

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を納付してください。

現金（岡山市内銀行振出しの預金小切手も可。但し振出日から起算して5日を経過していないもの、かつ呈示期間の満了まで5日以上のある期間のあるもの。）を直接持参いただくか、銀行振込で納付してください。

**\* 買受申込み等の取消し**

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しを行うことができます。

**\* 権利移転及び危険負担の時期**

買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。

公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。

したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損・盗難・消失等による損害は買受人が負担することになります。

**\* 権利移転に伴う費用**

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。

**\* 権利移転手続**

公売財産の所有権移転登記の登記手続きは、買受人の請求により、岡山市が行います。買受人には、提出する必要書類を別途説明します。

**\* 公売財産の明け渡し及び境界確定手続**

公売財産の明け渡し及び境界確定手続きは、買受人の負担となります。市は引き渡しの義務を負いません。

**\* 瑕疵担保責任**

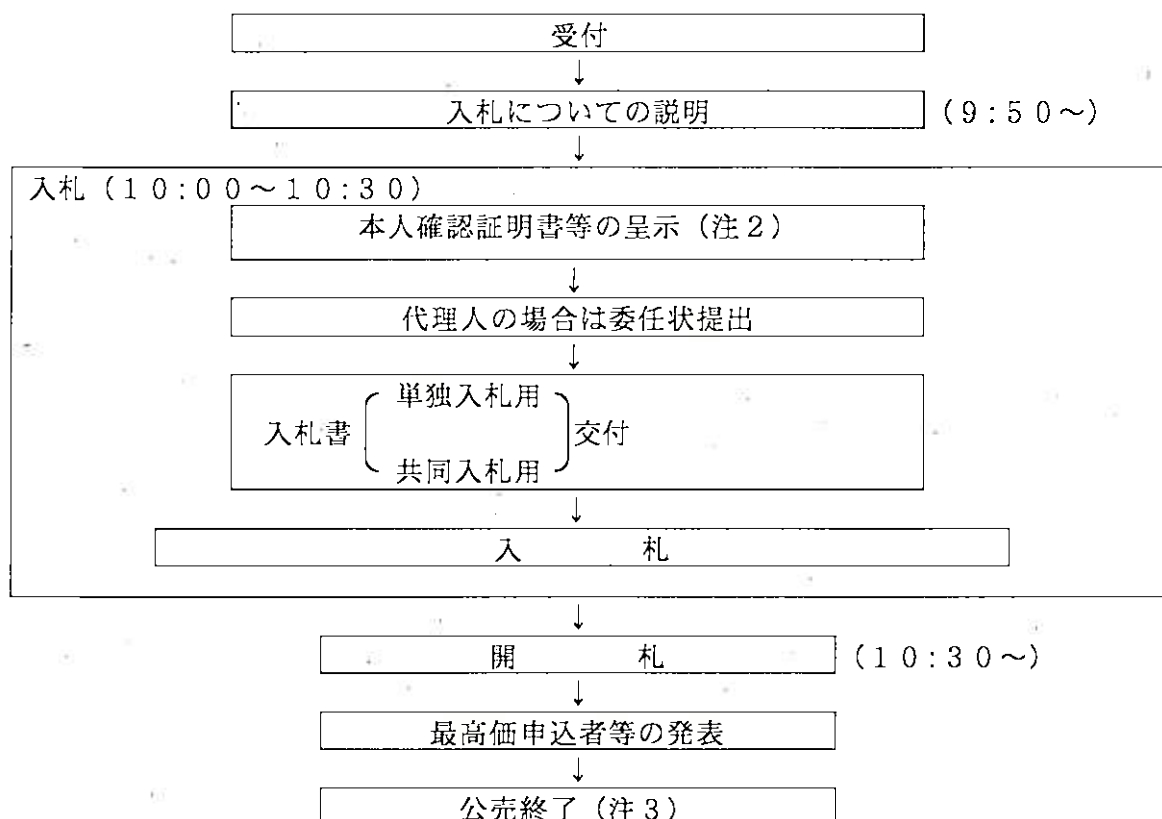
公売財産は現況有姿で売却し、その瑕疵は買受人の引き受けとなり岡山市は瑕疵担保責任を負いません。

また、公売財産について土壌汚染、アスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。

# 公売の手順

## 公売日の入札手順（注1）

### 公売場所開場、受付開始（9:30～）



（注1）公正厳格な公売を実施するため、公売の入札手順及び開始時間等を上記のとおり定めておりますので、厳守してください。

（注2）本人（代理人本人）であることの確認のため、以下のものの呈示が必要となります。

入札者が個人の場合 …………… 運転免許証、パスポート等

入札者が法人代表者の場合 …… 代表者の資格証明書及び運転免許証、パスポート等

入札者が代理人の場合 …………… 代理人の運転免許証、パスポート等

（注3）最高価申込者及び次順位買受申込者には、発表後に今後の手続きについて説明を行います。

# 見本

## 入札書

令和 年 月 日

岡山市長 様

入札者	住所 (所在地)	岡山市北区大供●丁目●番地●号
	氏名 (名称)	公売 太郎

代理人	住所	} 代理人が入札する場合は 代理人の住所・名前を記載してく ださい。 (委任状が必要です。)
	氏名	

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号を  
記入して下さい

売却区分番号	○-○								
入札価額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	△	△	△	△	△	△	△

### (注意事項)

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、その旨を明記し、共同入札者各人の住所及び氏名を連署したうえ、各人の持分を付記してください。(共同入札用の入札書がありますので、共同で入札される方は係員に申し出てください。)
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 入札価額の頭部には「金」又は「〒」の文字をつけてください。
- 6 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 7 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
- 8 架空の名義又は他人の名義を使用した時は無効です。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

# 入札書 (共同入札用)

# 見本

令和 年 月 日

岡山市長 様

入札者	住所 (所在地)	裏面のとおり
	氏名 (名称)	裏面のとおり

代理人	住所	裏面のとおり
	氏名	裏面のとおり

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号を  
記入して下さい

売却区分番号	○-○								
入札価額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	△	△	△	△	△	△	△

(注意事項)

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、その旨を明記し、共同入札者各人の住所及び氏名を連署したうえ、各人の持分を付記してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 入札価額の頭部には「金」又は「千」の文字をつけてください。
- 6 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 7 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
- 8 架空の名義又は他人の名義を使用した時は無効です。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

# 入 札 書

裏面 (共同入札用)

共同入札者

入札者	住 所 (所在地)	<b>岡山市北区大供●丁目●番地●号</b>	持分
	氏 名 (名称)	<b>公亮 太郎</b>	<b>1/2</b>
代理人	住 所	} 代理人が入札する場合は 代理人の住所・名前を記載してく ださい。 (委任状が必要です。)	
	氏 名		

入札者	住 所 (所在地)	<b>岡山市北区大供●丁目●番地●号</b>	持分
	氏 名 (名称)	<b>公亮 花子</b>	<b>1/2</b>
代理人	住 所	} 代理人が入札する場合は 代理人の住所・名前を記載してく ださい。 (委任状が必要です。)	
	氏 名		

入札者	住 所 (所在地)		持分
	氏 名 (名称)		/
代理人	住 所		
	氏 名		

(参考様式)

# 委任状

令和 年 月 日

岡山市長 様

## 委任者

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者氏名)

印

電話番号 ( )

次の者を代理人と定め、公売における以下の権限を委任します。

## 受任者

住所

氏名

印

電話番号 ( )

## 委任事項

令和 年 月 日公売に関する

- 1 公売の手続きに関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 代金納付及び権利移転に関する一切の権限
- 5 上記1から4までに付帯する一切の権限

※ア 委任状に使用する委任者の印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印です。

イ 委任者が法人の場合は、氏名または名称欄に法人名、代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

ウ 委任者の印鑑証明書（個人は市町村長、法人は法務局発行のもの）を併せて提出してください。